



2021(令和3)年度

おのえ住民協議会

総会資料



日時 令和3年3月28日(日) 午前9時～

会場 小野江コミュニティセンター会議室

おのえ住民協議会

〒515-2109 松阪市小野江町396番地

TEL 0598-56-7506(平日午前中のみ)

目 次

- 1 目次 p 1
- 2 総会次第 p 2
- ◇議事◇
- 3 第1号議案
2020（令和2）年度 事業報告 p 3
- 4 第2号議案
2020（令和2）年度 決算報告 p 4
同監査報告 p 5
- ◎おのえ住民自治協議会運用要綱 p 6～p 9
- 5 第3号議案
2021（令和3）年度 役員選出 p 10
- 6 第4号議案
2021（令和3）年度 事業方針・計画
p 11～p 12
- 7 第5号議案
2021（令和3）年度 予算 p 13
- 8 第6号議案
おのえ住民自治協議会会則 p 14～p 18

総 会 次 第

- 1 開会宣言
- 2 会長挨拶及び祝辞
- 3 議長及び書記の選出
- 4 資格審査報告
- 5 議事録署名人の指名
- 6 議事
 - 第1号議案 2020（令和2）年度 事業報告
 - 第2号議案 2020（令和2）年度 決算報告
 - ※質疑応答

 - ◎おのえ住民自治協議会運用要綱

 - 第3号議案 2021（令和3）年度 役員選出
 - ※新役員あいさつ

 - 第4号議案 2021（令和3）年度 事業方針・計画
 - 第5号議案 2021（令和3）年度 予算
 - ※質疑応答

 - 第6号議案 おのえ住民自治協議会会則
- 7 議長及び書記の解任
- 8 閉会宣言

第1号議案

2020(令和2)年度 事業報告

○事業(三雲管内・管外の研修、会議等含む)

月 日	事業内容
3月29日	おのえ住民協議会定期総会
5月 11日	交通安全啓発運動<安全・環境部会>
23日	苗(ミニトマト)配布開始
17日	おのえクリーン作戦(各自治会)→中止
7月1日	広報 住協だより「おのえ」第24号発行
13日	交通安全啓発運動<健康福祉部会>
26日	おのえ村まつり→中止
9月11日	交通安全啓発運動<ふれあい部会>
25日~27日	苗(ブロッコリー)の配布
10月10日	小野江地区ふれあいフェスタ→中止
10月18日	減災訓練→中止
11月11日	交通安全啓発運動<安全・環境部会>
12月4日	地域活動支援小野江小学校地震・津波防災マップを作ろう(7名引率)
令和2年1月12日	交通安全啓発運動<健康福祉部会>
2月28日	武四郎まつり→中止
3月11日	交通安全啓発運動<ふれあい部会>

○おのえ住民協議会会議・委員会等

役員会	4月3日のち毎月第1金曜日を定例日として開催(5,7,12月のみ休み)
委員会	4月10日、6月12日、12月4日、3月12日の4回開催
広報委員会	広報発行月(今年度は7月のみ)前に4月21日、6月16日に開催

○三雲管内・管外定例の会議、研修等

事務局員研修	9月29日、10月27日、12月18日、2月19日(事務員)
住民自治協議会設立に向けた協議について会議	9月8日、11月24日、1月28日、2月16日、3月9日(会長)
松阪市防災訓練実行委員会	7月8日、8月27日(会長、会計)

第2号議案

2020(令和2)年度 収支決算報告書

協議会名

おのえ住民協議会

単位:円

《収入の部》						
科目	収入内訳	予算額	決算額	備考		
松阪市交付金	松阪市住民協議会活動交付金	1,714,000	1,714,000			
	地域敬老事業推進特別交付金	322,000	322,000			
補助金、協力金	社会福祉協議会	100,000	0			
その他収入	濱田電機寄付、受取利子、ふれあいファーム利用料		30,007	濱田電機寄付10,000 利子7 ふれあいファーム利用料20,000		
繰越金	自己資金	363,000	363,000	一般会計		
収入合計		2,499,000	2,429,007			
《支出の部》						
科目	支出内訳	予算額	決算額	市活動交付金	地域敬老事業推進特別交付金	
本部事業	おのえクリーン作戦	70,000	0	0		
	おのえ村まつり	422,000	0	0	0	
	武四郎まつり支援事業	20,000	0	0		
	地域活動支援事業	124,000	56,100	48,000		
	地域連帯支援事業(コミセン)	200,000	200,000	200,000		
	安全・防災・減災関連事業	200,000	0	0		
	防犯灯・掲示板補助事業	200,000	188,600	181,000		
	協議会活動諸経費	360,000	308,376	305,000		
	ふれあいフェスタ支援事業	140,000	0	0		
	事務人件費・諸手当・行動支援	710,000	696,000	600,000		
	予備費	53,000	0	0		
	市への交付金返納額			702,000	380,000	322,000
	支出合計		2,499,000	2,151,076	1,714,000	322,000

※ 一般会計差引残高 収入合計(2,429,007)－支出合計(2,151,076)＝277,931

活動基金	《収入の部》		収入内訳	予算額	決算額	備考
			前年度繰越	750,000	750,000	定額預金
			一般会計より受入	0	0	
活動基金	《支出の部》		支出内訳	予算額	決算額	備考
			まちづくり活動費	750,000	0	次年度へ
次年度へ繰越		一般会計	277,931	普通預金		
		活動基金	750,000	定額預金		

会 計 監 査 報 告

2020（令和2）年度、おのえ住民協議会における
会計監査をおこなった結果、業務全般の帳簿、預金通帳、
領収書等の関係書類について適正に執行されたことを
認めます。

2021年 3月 3日

会 計 監 査

濱 田 勝 彦



矢 野 重 幸



おのえ住民自治協議会運用基準

- 1) おのえ住民協議会に参画する自治会を主とした、地域諸団体との連携について。 松阪市の新しい組織への移行前と同等に相互協力を求める。
- 2) 小野江小学校区8地区の単位自治会を、松阪市の新しい組織への移行前と同等に相互協力を存続させて、各々の地区に合った自主的な自治活動を推進をする組織を構築する。
- 3) 令和2年度(2020)以降、おのえ住民協議会と参画する小野江地域諸団体と、小野江地区自治会長会が統合し「小野江地区自治連合」と称し、おのえ住民自治協議会を運用する。
- 4) 「小野江地区自治連合」の参画する全ての地域諸団体代表は、おのえ住民自治協議会の役員及び委員となる。
- 5) おのえ住民自治協議会の会長・副会長・会計を、「小野江地区自治連合」役員より互選し総会に向け推薦する。
- 6) 「小野江地区自治連合」役員より上記役員の推薦が困難な時は、おのえ住民自治協議会の地域構成員(地域内に住居を有する全住民)より推薦者を募る。
- 7) おのえ住民自治協議会に参画する自治会を含む地域諸団体の代表は、役員を推薦及び選出をする責がある。
- 8) 定期総会に於いて地域構成員代表より役員及び三役の承認を得る。
- 9) 構成員とは、この地域に居住する全ての住民をいう。

小野江地区自治連合

8地区の自治会長と、地域の参画団体の皆さんで、組織をされています。2年後には、地区自治連合に於いて、おのえ住民自治協議会の役員の選出活動があります。協議会の活動を推進していきます。

おのえ住民自治協議会（組織）

自治会部会（部長は互選とする）

8地区自治会会長で組織をしています。この部会の部会長を選出して頂きます。事業は地域への情報伝達と連絡調整を行って頂きます。従って会議に、会長の出席が不可能な時、代理人の出席をお願いします。松阪市と協議会連合会の「松阪市地域づくり条例」の締結により運用されています。其の業務内容の表があります。

地域部会（部長は互選とする）

地域事業の立案と計画を策定します。実施は協議会全体で行います。他部会の事業実施に協力をします。

公民館部会（部長は館長とする）

公民館活動及び運用を直接実施します。館長と主事と運営委員会が行います。

計画推進班

1～3班 班割表あります。

令和3年（2021）・3・28

おのえ住民協議会定期総会

小野江地区自治連合 確認事項

(以下おのえ住民自治協議会を「住自協」と記す)

- *小野江地区自治連合とは小野江小学校区内の、単位自治会と地域参画団体にて構成する地域組織である。市との窓口であるが、市の自治連合とは異なるものである。
- *小野江小学校区にある、おのえ住民自治協議会とは、小野江地区自治連合の活動執行機関である。
自治会部会(単位自治会)・公民館部会(公民館)・地域部会(地域参画団体)の3部会で構成する。
- *小野江地区自治連合及び、住民自治協議会に於いて、提案する地域事業について異議異論改善等の、提案を必要とするときその理由を、明確にし役員会委員会にて意見を述べ、賛同を得られるよう協議を重ねること。

- 単位自治会の代表で構成する「自治会部会」は、単位自治会のそれぞれの代表者が住自協の役員として参画する。
- 公民館職員と公民館運営委員会は、「公民館部会」としその代表を住自協の役員とする。
- 地域参画団体は、住自協の「地域部会」とし各参画団体の代表が委員となる。地域部会としての代表者(部会長)を互選し役員会に参画する。

○総会準備について

- ・住自協の事業計画の立案、提案は会長及び副会長がこれを行なうこと。
- ・3部会より事業計画の立案、提案があるときは、その計画と予算等の実行計画を住自協へ提案すること。期日は、10月末日とする。
- ・小野江地区自治連合に於いて、12月より住自協の役員の選考に入ること。2月末には確定すること。
- ・単位自治会との関係では、現在の代表者に於いて協議決定し、住自協の総会に諮る。後にある単位自治会の代表変更については、住自協の会則第11条により運用する。

2020・11・6 役員会確認

2021・3・28

おのえ住民協議会総会承認

おのえ住民自治協議会役員選出基準

小野江地区自治連合

○目的

- ・小野江地域自治の発展と安心で住みよい街づくりを目指すことを目的とする目的を達成するため、各地区自治会長で組織する地域一丸となった小野江地区自治連合が、おのえ住民自治協議会の運用をおこなう。

○役員を選出

- ・小野江地域自治連合役員より、おのえ住民自治協議会の三役（会長・副会長・会計）を互選し、その運営を図る。
- ・地域住民による、おのえ住民自治協議会役員（三役）の推薦及び立候補は、小野江地区自治連合が受理し、役員数の過半数以上の承認をもって総会に付議する。

○組織の疑義

- ・おのえ住民自治協議会委員（以下委員という）の1/3の者から、目的たる事項を示して協議会の開催請求をすることができる。
- ・会長は20日以内に協議会を開催しなければならない。
- ・全地域住民の過半数から、目的たる事項を示して臨時総会の開催請求ができる。臨時総会の招集は会則第15条による。
- ・示された目的事項は真摯に受け止め、各組織に於いて協議を重ね委員及び地域構成員と同意合意を図ること。

2019・11・15確認

「小野江」とは過去に、小野江村大字〇〇と呼ばれていました。小野江・舞出・甚目・肥留西肥留と呼ばれ、小野江には・北町・南町・森という呼び名が含まれていました。今では3地区を合わせて小野江町と言います。小学校の名称も、小野江村の名残です。

小野江小学校区とは、過去の小野江村のことを言います。

住民自治協議会の「おのえ」は、小野江村の「おのえ」を、表現したいという意味を持っています。

2021・3・28

おのえ住民協議会定期総会

第3号議案

2021（令和3）年度 役員選出

役員

役職名	氏名
会 長	山中 和儀
副 会 長	野畑 幸一
会 計	奥田 信幸
書 記	萩野 香恵（事務局員代行）

第4号議案

令和3年度初事業のご挨拶

令和3年(2021)4月1日(水)小野江小学校区内の単位自治会(8地区)と、地域参画団体・おのえ住民協議会が「小野江地区自治連合」を組織し、「おのえ住民自治協議会」の運営を、おこなっていくことと成りました。

おのえ住民自治協議会第1回事業方針

小野江町地区・甚目町地区・舞出町地区・肥留町地区・西肥留町地区の、単位自治会より地域団体の代表として選出された人々と、計画し実施をしていきます。各事業には地域の皆さんの協力が無ければ成功したとは言えません。

おのえクリーン作戦 5月16日(日)

地区自治会長を中心とした、小野江地区自治連合の参画団体の皆さん・地域にお住いの皆さんは、地区自治会長と共に行動をして頂きます。回収された不燃物・可燃物は、松阪市のゴミ収集カレンダーの日程に合わせて、集積所に出してください。

なを、参加景品等を準備しています。事前に参加員数を確認して頂き、5月14日の午前12:00までに、小野江公民館内の、小野江地区自治連合・おのえ住民自治協議会まで、受け取りに来て下さい。

減災安全活動事業 10月23日(土) 通年

「ただちに安全と思われる所へ逃げてください」河川の氾濫は何処？それは「あなたが安全だと思われる所」のようです。東北大震災では、運動場に居た児童が教室へ入り机の下に隠れたそうです。父兄との約束を大切にされたため、多くの犠牲者が出ています。避難場所へ避難をして死亡しています。私たちには体育館があるから良いのでしょうか？万が一の災害に見舞われた時、役に立つのが経験です。しかし、それは大変難しいことです。皆さんと経験というものを作るために共に楽しい訓練の計画をしていきましょう。

おのえ村まつり 7月18日(日)

小野江公民館にて実施します・公民館をはじめ地域団体に皆さんのご協力をお願いします。開始は、午後5時イルミネーションで夜空を飾りましょう。

地域活動支援事業

参画団体よりの提案であって、安全・安心・環境・民生に関連する事業について、協議会に於いて検討し実施します。

2021(令和3年度) 収 支 予 算 書



協議会名

おのえ住民自治協議会

収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
交付金	2,036,000	松阪市住民自治協議会活動交付金
補助金、協力金	100,000	社会福祉協議会
前年度繰越金	277,931	自己資金
収入合計	2,413,931	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議 会活動交付金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
本部事業	80,000	76,000	1	おのえクリーン作戦
	400,000	300,000	2	おのえ村まつり
	150,000	150,000	3	地域活動支援事業
	200,000	200,000	4	公民館支援
	184,000	170,000	5	防災減災教育訓練
	250,000	150,000	6	防犯灯・掲示板営繕補助
	300,000	250,000	7	活動諸経費
	696,000	600,000	8	事務人件費
公民館事業	140,000	140,000	9	ふれあいフェスタ支援
	13,931			予備費
支出合計	2,413,931	2,036,000		

活 動 基 金	収入の部	収入内訳	予 算	備 考
		繰越金 (活動基金)	750,000	定期預金
		合計	750,000	
	支出の部	支出内訳	予 算	備 考
		まちづくり活動基金	0	
		合計	0	

第6号議案

小野江地区自治連合

おのえ住民自治協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 名称は、おのえ住民自治協議会という。

(目的)

第2条 地域の個性を生かした自主的なまちづくりを、おこなうことを目的とする。

(区域)

第3条 小野江小学校区内に於ける、小野江町・甚目町・舞出町・肥留町・西肥留町の範囲とする。

(事務所)

第4条 事務所は、松阪市小野江町380-1に置く。

(事業)

第5条 第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

地域安全関連事業と地域福祉関連事業及び教育・生涯学習関連事業を行う。

(構成員)

第6条 構成員は、小野江小学校区内に居住する、全ての住民で構成する。

(組織)

第7条 総会・役員会・委員会・部会をもって構成する。

- 1) 協議会に事務局を置く。
- 2) 協議会に監査を置く。

第2章 役員及び委員

(役員の種類)

第8条 つぎの役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 会計 1名
- 4) 役員4名

(役員を選出)

第9条 役員は小野江地区自治連合に於いて厳選し、総会に諮り決定する。

(役員職務)

第10条 役員は、次の任務に当たる。

- 1) 会長は、住民自治協議会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 3) 書記は、協議会の会務を記録する。
- 4) 会計は、出納業務を処理し、帳簿及び書類を管理する。
- 5) 部会代表は、役員会及び委員会に参画をして、部会の意見を反映させること。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし再任は妨げない。

- 2) 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とし職務を遂行する。

(委員選出)

第12条 委員は、地域参画団体代表及び単位自治会又は市民委員より選出をする。

(委員定数)

第13条 住民自治協議会の役員と参画団体代表委員及び市民委員を合わせた員数とする。

(委員会役割)

第14条 本会則、第2条の活動及び運営を中心とした事業の推進を図ること。

第3章 総 会

(総会の構成)

第15条 地域構成員から選出された代議員をもって構成する。

2) 代議員の定数は35名以内とし、選出については別に定める。

(総会の開催)

第16条 通常の総会は年に1回の開催とする。

2) 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

1、会長が必要と認めたとき。

2、3分の1以上の委員又は、地域構成員から、目的事項を示し請求があったとき30日以内に総会を招集する。

第17条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状含)を持って成立する。

第18条 総会の議長は出席した代議員より選出する。

第19条 議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長決済とする。但し、災害等により招集が困難なときは、代議員に通知し書面による表決の依頼をすることができる。

(総会の審議事項)

第20条 総会は次の事項を審議する。

事業計画・報告・予算・決算などの重要事項 会則の改廃

役員を選出 その他必要と思われる事項

第21条 開催する全ての総会を公開する。

第4章 役員会 及び 部会

(構成)

第22条 協議会は、役員と委員をもって構成し会長が招集する。

第23条 役員会は会長、委員会は副会長、部会は部会長が議長を務める。

第24条 委員は、役員及び参画団体代表と市民委員によって構成する。

(審議事項)

第25条 役員会及び委員会で次の事項を審議する。

- 1) 総会に付議する事項
- 2) 議決した事柄の執行に関する事項
- 3) 議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4) 住民自治協議会の運営に関する事項
- 5) 小野江地区自治連合への答申をする事項。

(役員構成)

第26条 下記に示す単位自治会は、代表を住民自治協議会の「自治会部会」の役員とする。

北小野江自治会 南小野江自治会 舞出町自治会 甚目町自治会
東小野江自治会 新町自治会 西肥留町自治会 肥留町自治会

第27条 下記に示す参画団体は住民自治協議会の「地域部会」とし各代表を住民自治協議会の委員とする。

小野江小学校PTA 小野江小学校代表 小野江地区福祉会 食生活改善推進協議会 社会福祉協議会 消防団 長寿会 母子寡婦会 三雲北保育園保護者会 三雲北幼稚園PTA 民生児童委員

第28条 地域住民の教養と文化の向上を目指し「公民館部会」を置き代表を住民自治協議会の役員とする。

第29条 地域構成員及び「おのえ住民自治協議会」全ての部会員は、本会則第2条の目的を達成するため、役員会・委員会より付議された事業を共働する。

(会議録の作成)

第30条 下記の会議録を作成し5年間保存する。

日時・場所 出席員数 事項の可否

第5章 会計 及び 監査

(経費及び会計)

第31条 経費は市の住民自治協議会連合会より交付される住民協議会交付金の収入をもって充てる

第32条 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

2) 帳簿閲覧の要望には正当な事由がない限りこれを認める。

(監事の選任と監査)

第33条 監事は構成員より、2名を選出し会計年度終了時、監査を実施し総会に於いて報告をする

第6章 附 則

- 1) この会則は、おのえ住民自治協議会運用基準に基づき作成し、令和3年3月28日より施行する。
- 2) 市民委員とは、小野江地区自治連合より再度参加協力を依頼した者を言う。
- 3) 小野江地区自治連合は、おのえ住民自治協議会運用基準に記す。
- 4) 総会代議員の員数は、単位自治会世帯数の3%とする。
- 5) この協議会の役員報酬は支払われない。
- 6) 公務経費は三雲地外一回につき¥1200-を支給する。
- 7) 公務経費は三雲地内一回につき¥500-を支給する。